

4 子どもを守るセーフティネットの整備

1 児童虐待防止対策の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

- (1) 児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、十分な人材の確保ができるよう、国の責任において、人材育成並びに財政の両面から支援を講じること。

◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

しかし、その後も全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は一貫して増加しており、虐待により死亡する事件も後を絶たないことから、国は、令和4年6月の改正児童福祉法や令和5年4月からのこども家庭庁創設も踏まえた新たな総合的な対策である「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を決定するとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、令和5年12月26日改定、令和6年12月23日再改定）」を策定し、プランの対象期間を拡大するとともに児童虐待防止対策の強化に取り組んでいる。

また、令和元年6月には児童福祉法の改正等により、児童福祉司の配置基準に加え、児童心理司の配置基準が法定化された。このほか、弁護士の配置や、医師・保健師の配置の義務化など、児童相談所の体制強化等を図るための方策が決められている。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、虐待相談対応件数も多く、更なる職員の増員を図らなければならない。また、近隣自治体においても同様に人員の増員が図られていることや、地域手当の支給率による待遇面の格差により、児童相談所の核を担うべき職員の流出も増加しつつあり、職員の確保が非常に困難である。また、急激な増員により経験年数の浅い職員の割合が増え、研修に係る職員の負担も増大している。こうした状況に対応するため、児童福祉司任用前研修等の義務研修について、年間を通して各地方自治体が活用できる研修システムの構築や財政的支援が必要である。

◆実現による効果

児童相談所職員の専門性が高まることで、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等が確保され、児童相談所の体制強化が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

- (2) 要保護児童の一時保護先の確保のため、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進が図られるよう、一時保護実施特別加算

費の拡充を図ること。

◆現状・課題

本県では、児童虐待相談対応件数に比例し、児童相談所の一時保護所が慢性的に定員超過の状態が続いている。

そのため、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制整備について」（雇児発 0905 第2号）にて示された方針は、大変有効な取組であると受け止めている。

しかし、一時保護専用施設は、家庭等から子どもが不安を抱えた中で突然保護される場所であり、子どもへの十分なケアと24時間体制の見守り体制が必要である。また、保護される子どもが抱える事情は様々であり、集団が安定せず、運営に当たっては様々な配慮が求められる。

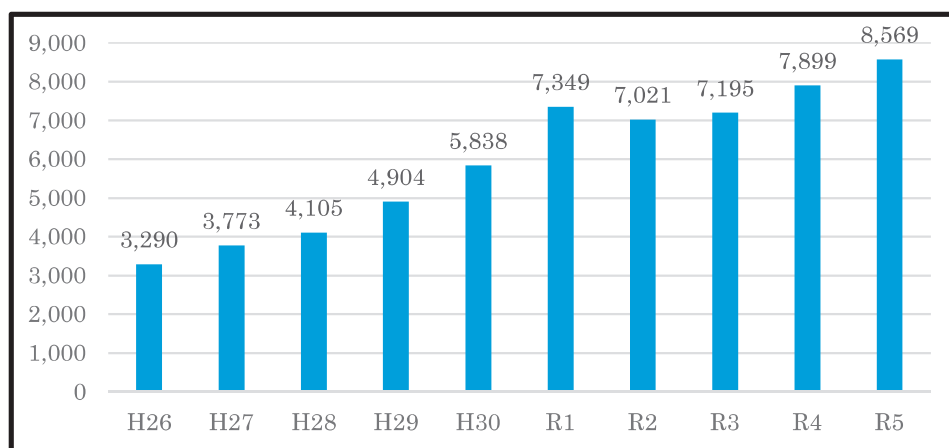
そうした中、一時保護専用施設の安定した運営を行うためには、「一時保護実施特別加算費実施要綱」で規定される専任職員の配置では十分ではないため、当該事業の運営は厳しいとの見通しがあり、実施につながっていない状況である。

このことから、地域小規模児童養護施設と同等の「児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算」により、一時保護専用施設において安定的な一時保護の受入が可能となるよう、各加算費保護単価の拡充を図る必要がある。

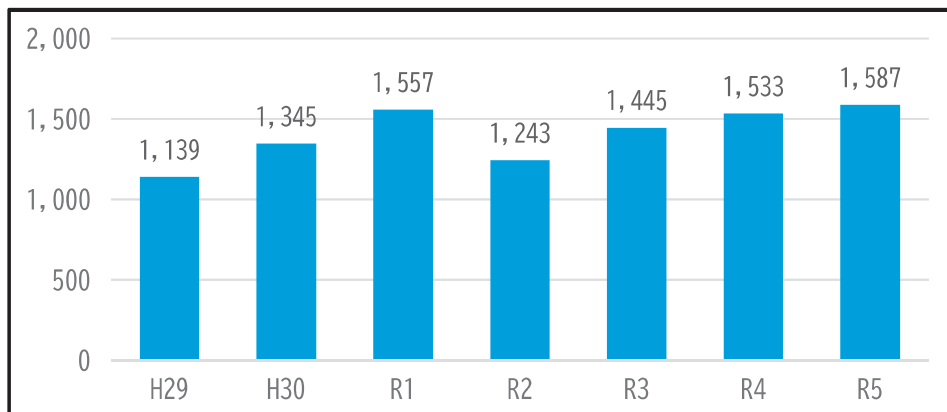
◆実現による効果

一時保護受入体制が整備されることにより、保護が必要な事案に対し、迅速・的確な一時保護対応が可能となり、要保護児童の安全の確保と権利擁護が図られる。

本県所管児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



本県所管児童相談所における一時保護児童総数（一時保護所・委託）の推移



※R5は速報値（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課）

- (3) 一時保護開始時の司法審査の導入に関し、児童相談所の事務負担を考慮し、司法審査開始後も現場の声に耳を傾け、適切な運用となるよう見直しを継続すること。

◆現状・課題

令和4年の児童福祉法改正により、一時保護の適正性や手続の透明性を確保するため、令和7年6月から一時保護開始の判断に関する司法審査が導入されるが、一時保護時の司法審査の核となる一時保護状請求事務において、迅速な親権者確知のために戸籍謄本等の取得・確認が必要となることから、令和7年2月26日に「一時保護時の司法審査手続に関する戸籍謄本等の広域交付の活用について」が通知された。

この通知の中で、「都道府県が設置する児童相談所においては、都道府県知事又は児童相談所長が一時保護時の司法審査手続に関し調査を行う場合には、まずは児童福祉法第33条の3の2第1項第3号に基づき、市町村のこども関係部署に協力を求め、当該部署から、改正後規則第35条の4に基づき、市町村の戸籍関係部署に対し、戸籍謄本等の広域交付による公用請求を行うことになる。市町村の戸籍関係部署は、当該請求に基づき戸籍謄本等を請求元のこども関係部署に交付し、児童相談所は、同こども関係部署から適宜の方法により戸籍謄本等を受領することが想定される」としている。しかし、こうした手続では、迅速な対応が求められる戸籍謄本等の交付事務に遅滞を生じさせかねず、市町村のこども関係部署にとっても過大な負担となることから、より迅速かつ柔軟な運用ができるよう、児童相談所と市町村による協議の余地を残すことが望ましい。

また、平成29年に導入された、家庭裁判所による一時保護の審査（親権者の意に反して2ヶ月を超えて行う場合）では、当初の想定よりも児童相談所に係る事務負担が大きく、業務が逼迫している状況にあり、今回の一時保護時の司法審査についても想定を上回る事務負担が現場にのしかかる可能性が考えられることから、実態に即した制度とするためにも児童相談所や家庭裁判所等の意見をしっかりと聴取するとともに、適宜見直していく必要がある。

◆実現による効果

児童相談所における事務負担を軽減するとともに、市町村の負担の軽減にも繋がる。また、適切かつ円滑な制度運用が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

- (4) 児童虐待対応において、児童相談所に対応が一極集中している現在の状況を抜本的に見直し、適正な役割分担とすること。

◆現状・課題

児童相談所は、児童虐待事案について、24時間365日の通告の受付、一時保護、在宅支援、施設入所など、介入から支援まで幅広い役割が求められており、国は、強化プランや法改正により、児童相談所の体制や専門性の強化に取り組んできた。

また、保護者と対峙する役割と寄り添う役割を並行して担うことが難しいことや、児童相談虐待対応ダイヤル「189」の導入により、市町村も通告先であるにもかかわらず、再び児童相談所へ通告が集中するようになっていることなどについて、国の社会保障審議会でも指摘され、児童相談所に役割が集中していることについて議論されてきた経過がある。

児童相談所の体制については、人材確保や育成対策、財政支援等により、引き続き強化を図っていく必要があるが、同時に、児童相談所に過度の負担が集中する状況自体を変えていく必要がある。

本県においても、令和5年7月から、児童相談所と一部の市が連携して、虐待相談への対応力向上等を図るためのモデル事業をスタートさせた。市の職員からは、児童相談所の職員に随時、助言を受けることで、虐待相談の対応スキルが向上したとの声を伺っている。このように、地方自治体においても実施可能な取組を進めているところだが、複雑困難化する児童虐待への対応については、市町村のほか、裁判所や警察をはじめとした関係機関が果たす役割は大きく、国において児童相談所に集中している現在の状況を抜本的に見直し、適正な役割分担とすることが望まれる。

◆実現による効果

児童相談所に集中している児童虐待対応について、現在の構造を見直すことにより、児童相談所が専門性を有する相談援助機能の充実が図られ、児童虐待の未然防止も期待できる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

(5) 虐待などを受けた子どもに対し、初期の段階から専門家が連携し、ワンストップで聴き取りや診察、心のケアなど様々な支援を行う仕組みの導入について、検討を進めること。

◆現状・課題

虐待などを受けた子どもに対する聴き取りについては、大人が被害内容を何度も聞くことで、トラウマを更に深め、内容も変遷してしまうことから、平成27年10月28日に厚生労働省等から通知(※1)が発出され、児童相談所、警察、検察が協同して、専門的な訓練を受けた者が原則1回で聴き取りを行う「協同面接」が全国で行われている。

また、令和5年6月に刑事訴訟法が改正され、被告人の同意がなくても被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を刑事裁判の証拠とすることができるようになり、虐待などを受けた子どもを支援し、その負担軽減を図る仕組みが整備されつつある。

一方、欧米では、米国を中心に、子どもが被害を受けた場合、被害に関する全ての調査やケア(※2)を一括して行うことのできる、幅広い機関が連携したワンストップセンター、通称CAC(Children's Advocacy Center)が整備されている。

こうした先進的な取組を日本にも普及させようと、本県では、民間団体が独自にCACを立ち上げ取り組んでいるが、国内では制度として確立されていないことから、国において検討する必要がある。

※1：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」ほか、最高検察庁及び警察庁からも同様の通知が発出されている。

※2：研鑽を積んだ面接者による司法面接、専門的訓練を受けた医師による系統的全身診察、児童精神科医やセラピストによる心のケアなど。

◆実現による効果

虐待などの被害を受けた子どもの心理的な負担軽減や心身の回復を図る取組が前進する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

(6) 児童養護施設等の職員の確保・定着を図るため、他の職種の給与水準を踏まえて更なる処遇改善を図るとともに、職員用の宿舎を借り上げるための費用を補助する制度を創設するなど、必要な措置を講じること。

◆現状・課題

国が5年ごとに行っている「児童養護施設入所児童等調査」において、本県については、社会的養護（施設入所や里親委託等）を必要とする児童のうち、虐待経験を有する児童が、全国の割合（65.6%）を上回る84.4%と高い結果となっている。そうした児童に対する個別対応の必要性が増し、職員の負担が増加している。

また、県所管の施設等の職員の退職者数は、直近3年間で右肩上がりに増加するとともに、令和5年度は採用予定90名に対して実際の採用は70名と、採用難の状況にある。加えて、令和5年4月1日現在の常勤職員の在職年数は、3年未満が約3割、10年未満が6割強と比較的経験の浅い職員の割合が高く、職員の確保・定着が喫緊の課題となっている。

現在、保育所については、待機児童の解消のため、国をあげて保育士の離職防止策に取り組んでおり、市町村が「保育士宿舍借り上げ支援事業（保育対策総合支援事業費補助金：国1/2、市町村1/4、事業者1/4）」を実施する場合、採用6年以内の間、月額8万2千円を上限とした補助制度が設けられている。

その一方で、同じ保育士であっても児童養護施設等で働く職員は、国が定める最低基準において配置が義務付けられているにもかかわらず、こうした国庫補助の対象外となっており、働く場所によって待遇面で大きな格差が生じていることから、児童養護施設等の採用にとって高い障壁となっている。

以上のことから、職員の確保・定着を図るため、他の職種の給与水準を踏まえて更なる処遇改善を図るとともに、職員用の宿舍を借り上げるための費用を補助する制度を創設するなど、必要な措置を講じられたい。

◆実現による効果

児童養護施設等の職員の確保・定着につながる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課）

2 意見表明等支援事業の円滑な運用

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

改正児童福祉法により創設された意見表明等支援事業について、各地方自治体が適切に業務を実施・運用できるよう事業の実施にかかる必要な支援を行うこと。

◆現状・課題

児童福祉施設の入退所時等における子どもの意見表明に関して、国は、令和3年度から子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を、令和5年度から子どもの権利擁護体制強化事業と名称を変更して実施しているが、モデル事業で積み重なった事例を総括し、事業実施に当たり効果的な好事例を共有するとともに、意見表明等支援事業を確実に実施するための財政支援に引き続き取り組む必要がある。

◆実現による効果

意見表明等支援事業について、円滑な運用が図られる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課）

3 社会的養育経験者（ケアリーバー）の自立支援の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

社会的養育経験者（ケアリーバー）に対する自立支援を強化するため、入居者に対する生活・就業支援を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅰ型）の財政措置の拡充を図ること。

◆現状・課題

自立援助ホームの職員配置は、入居定員が6人以下の場合、「指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には、残りを補助員をもって代えることができる」と「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱」（厚生労働省児童家庭局・平成29年3月31日一部改正）にある。

一方で、同じ定員規模である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでは、設置運営要綱上では自立援助ホームと同じ職員配置であるが、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算」により、入居定員6人の場合、「児童指導員又は保育士を最大3名加配する」とされており、自立援助ホームよりも安定的な運営が可能な状態となっている。

児童年齢を超えた社会的養育経験者に対する自立支援については、令和4年の児童福祉法改正において、令和6年度から児童自立生活援助事業対象者の年齢要件の弾力化（一律の年齢上限ではなく都道府県等が必要と判断する時点まで実施可能）が行われたことにより、より一層社会的に必要性が高まっている一方で、その支援の担い手である自立援助ホームの現状の職員配置では、週に複数回の宿直が必要になるなど、運営が厳しい状況である。

◆実現による効果

自立援助ホームの措置費が拡充されることにより、設置数が増加し、支援対象者の年齢要件の弾力化（年齢制限の撤廃）に対応した支援体制が構築できる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課）

4 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省

子どもの貧困対策については、支援ニーズが高い教育費の支援や子どもの居場所づくりなどにおいて、国として対策を強力に推進するとともに、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成に、国を挙げて取り組むこと。

また、子どもの貧困の潜在化などを踏まえ、地域で子どもの居場所づくり（子ども食堂等）を行う団体等への支援については、分かりやすい周知と継続した支援を図ること。

◆現状・課題

子どもを取り巻く環境は厳しく、2022 年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、およそ 9 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態にあるとされている。

令和 5 年度及び 6 年度に本県で行った「子どもの生活状況調査」では、希望する行政支援として、保護者は教育費への支援の希望が多く、子ども（小学 5 年生、中学 2 年生、16・17 歳）は、進学についてお金のことも含めて相談できる窓口や学校での放課後などの居場所の提供、無料の体験機会の希望が多かった。

貧困などの困難な環境にある子どもに対して、実効性のある支援を行き渡らせるためには、その背景にある様々な社会的要因を踏まえ、教育などの各支援施策において総合的な対策を推進し、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことが不可欠である。

また、子どもの貧困が潜在化していることから、地域で子どもやその保護者に対して支援を行う団体等（子ども食堂等）が継続的に活動できるような支援が必要であるが、令和 6 年度に地域こどもの生活支援強化事業を利用した県内自治体は 3 自治体（県及び政令市、中核市を除く。）となっているほか、国が行っている中間支援団体を通じたこども食堂等への補助事業についても、助成の公募期間が短いなど課題がある。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の推進により、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現につながる。

区 分	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年	令和 3 年
子どもの貧困率 (前回との比較)	14.2% (+0.5)	15.7% (+1.5)	16.3% (+0.6)	13.9% (△2.4)	13.5% (△0.4)	11.5%※ (△2.5)
					14.0%※	

※OECD にて改定された新基準値

(厚生労働省「令和 4 年（2022 年）国民生活基礎調査」より作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

5 ケアラー・ヤングケアラーへの支援

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

ケアラー・ヤングケアラーの支援に向け、国・都道府県・市区町村の具体的な役割分担を明らかにすること。

また、福祉・介護・医療・教育・労働との連携や、声を上げやすい環境づくりを行うとともに、財政的支援を拡充すること。

さらに、子ども・若者以外のケアラーについても、法令上に支援の対象であることを明確化すること。

◆現状・課題

ケアラーとは、一般的に「こころや身体に不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされている。

ケアラーは、18歳未満のヤングケアラー、18歳以上の若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在している。

ケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉・介護分野のほか、医療や教育、労働など多様な分野にわたっており、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが重要だが、当事者は、自発的に声を上げにくく、各種支援制度のはざまに陥りがちであり、必要な支援が受けられないことも懸念される。

こうした状況を踏まえ、令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正において、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記された。

しかし、今回支援の対象と位置付けられるのはヤングケアラー（子ども・若者）のみであることから、全世代のケアラーについても支援の対象であることを法令上明確にする必要がある。

また、ヤングケアラーへの支援について、「ヤングケアラー支援体制強化事業」により都道府県や市町村のヤングケアラー支援事業に財政支援を行っているが、令和8年度以降も財政的支援を拡充する必要がある。

◆実現による効果

全世代のケアラーが支援の対象であることが明確化され、国・都道府県・市区町村の具体的な役割分担が法令上で整理されることにより、それぞれの支援の取組に根拠ができ、各支援機関がより支援に取り組みやすくなる。

これにより、制度や分野を横断した必要な支援が行えるようになり、広く積極的に周知啓発することで、当事者からも声を上げやすい環境となることが期待できる。

またケアラー・ヤングケアラーへの支援に対する財政的支援を拡充することで、都道府県及び市区町村の積極的・継続的な事業展開を期待できる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、子ども家庭課)

6 医療的ケア児への支援の充実強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるよう地域資源や人材確保等の充実強化を図るため、十分な財政支援を行うこと。

また、医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援を受けられるようにするため、学校に配置する看護師を確保できるよう十分な財政支援を行うとともに、特別支援学校において、救急救命士が看護師と同様の業務を行うことができるよう、必要な措置を講じること。

◆現状・課題

- (1) 医療的ケア児が増加する中、医療的ケア児を在宅等で支える医療人材をはじめとする医療資源は依然として不足しており、家庭での生活、通学及び学校での活動等における医療的ケアが、保護者の大きな負担となっている。国においては、「医療的ケア児及びその家族に

対する支援に関する法律」を施行し、医療的ケア児の生活を社会全体で支えることを、その基本理念としたところであるが、保護者の負担軽減等に向け、一層の取組を進める必要がある。

- (2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第10条第2項では、「医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる」ものとされている。学校に在籍する医療的ケア児への対応に当たっては、看護師が、機器の管理や医療的ケアの実施など、実働を担っていることから、看護師の適切な人数を確保することが重要であり、そのための十分な措置が必要である。また、看護師が十分確保できない現状を踏まえ、看護師と同様の業務が担える人材の積極的な活用が必要である。

◆実現による効果

地域資源や人材確保等の充実強化が図られることで、医療的ケア児とその家族が、居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援を受けられるようになり、ライフステージに応じた切れ目のない支援が実現する。

また、看護師の適切な人数を確保することにより、医療的ケア児が、保護者の付添いがなくとも、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようになるとともに、特別支援学校において、看護師及び看護師と同様の業務を担う人材を確保することにより、保護者の付添いの解消が一層図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、教育局特別支援教育課)